

暴力団排除に関する誓約書

久留米市中小企業DX促進補助金の申請にあたり、私(役員を含む。)は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記のいずれかに該当すると判明し、久留米市中小企業DX促進補助金の支給決定が取消された場合には、取消により損害が生じてもその損害の賠償請求は行いません。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号 以下「暴力 団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」とい う。)でないこと。
- 2 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)でないこと。
- 3 次に掲げる暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
 - ① 暴力団員が役員等となっている団体
 - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
 - ④ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - ⑤ 役員等又は使用人が自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ⑥ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。